災害時要援護者台帳の整備について

平成21年6月26日

- ■「亀山市災害時要援護者支援対策研究グループ要綱」施行
 - ▼亀山市災害時要援護者支援対策研究グループ構成員

危機管理室、企画政策室、市民相談協働室、戸籍市民室、地域福祉室、 高齢障がい支援室、健康推進室、情報指令室、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会

平成22年4月1日

■「亀山市災害時要援護者台帳登録制度実施要綱」施行

▼目的について

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、高齢者、障がい者等が、 地域における支援を円滑に受けることができるよう、災害時要援護者台帳への登録を 進める。

▼災害時要援護者(登録対象)について

市内に住所を有する者であって次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) すべての世帯員が65歳以上である世帯に属する者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障がい者(児を含む。)
- (4) 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項 の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にあると市長が認めるもの

▼災害時における台帳の活用について

台帳の写しを亀山市地域防災計画に定める代表避難所(市内15箇所)の代表者に提供代表者は、災害時に限り、自治会長、自主防災組織の長、亀山市消防団の団員、民生委員・児童委員並びに要援護者に対する支援のために代表者が必要と認めた者に対し、台帳の写しを提供することができる。

◎ 代表者とは・・・亀山市地域防災計画に定める代表避難所の代表者

▼地域支援者による支援について

代表者及び自治会長等(地域支援者)は、要援護者に対し、台帳の写しを活用して 次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における情報提供、避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の支援を迅速に実施するために平常時において行う訓練等
- ◎ 地域支援者とは・・・自治会長、自主防災組織の長、亀山市消防団員、民生委員 等

災害時要援護者台帳兼登録書

私は、災害時に支援を必要としますので、災害時要援護者台帳へ登録します。

	年	月	日	<u>署</u> (代理 <i>/</i>	<u>名</u> 翌夕)							_
《登録者	ž»				(4年) イとの関係	Ŕ:)	
住所	亀山	市				電	話		_	-		
フリカ゛ナ						明	· 大	· 昭	• 平		性別	IJ
氏名				生年	月日		年	月	日	男	•	女
フリカ゛ナ						明	・大	· 昭	• 平		性別	IJ
氏名				生年	月日		年	月	日	男	•	女
	会 名 ^{災組織名)}					代表	避難	所				
				_		代表	表 者:	名				
《状 況》 該当する状況に○をつけてください(複数可)。 ——▶												
65 歳以上のひとり暮らしの方												
65歳以上のみの世帯の方												
身体障害者手帳をお持ちの方												
療育手帳をお持ちの方												
精神障	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方											
その他 ()												

同 意 書

私は、災害時に支援を必要としますので、この台帳の写しについて、市が亀山市地域防災計画に 定める代表避難所の代表者に提供すること及び災害時において亀山市地域防災計画に定める代表 避難所の代表者が自治会長、自主防災組織の長、 亀山市消防団の団員、民生委員・児童委員等の 地域支援者に提供することについて同意します。

登 録 者 即

《緊急時連絡先》(親戚等なるべく身内の方)

住 所				
フリカ゛ナ				登録者との続柄
氏名	電話	l	_	
住 所				
フリカ゛ナ				登録者との続柄
氏名	電話		_	

《代表者以外の地域支援者》

住所	亀 山 市			備	考
フリカ゛ナ					
氏名		電話	-		
住所	亀 山 市			備	考
フリカ゛ナ					
氏名		電 話	-		
住所	亀 山 市			備	考
フリカ゛ナ					
氏名		電話	_		
住所	亀 山 市			備	考
フリカ゛ナ					
氏名		電話	I		
住所	亀 山 市			備	考
フリカ゛ナ					
氏名		電話	_		

特	寺記 事	項 (特に配慮して欲しいことなど)	

■ 代表避難所の選定

防災生活圏	代 表 避 難 所					
亀山中央地区、亀山北地区	亀山西小学校					
亀山東地区	亀山東小学校					
亀 山 西 地 区	西野公園体育館					
亀山南地区	亀山南小学校					
昼生地区	昼生小学校					
井田川北地区	井田川小学校					
井田川南地区	東野公園体育館					
川崎北地区	川崎小学校					
川崎南地区、井田川西地区	中部中学校					
野 登 地 区	野登小学校					
白川地区	白川小学校					
神 辺 地 区	神辺小学校					
関 地 区	関中学校					
関南部地区	- B&G海洋センター					
坂下地区	ロ&の時代にクグ					
加太地区	加太小学校					

地域防災計画 第2章 災害予防計画 第2節 救助・救急活動の充実に関する計画 より